

福岡県大規模小売店舗立地法関係事務処理要綱

(趣旨)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の施行については、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）その他特別な定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、別に定めがあるもののほか、法、政令及び規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「届出者」とは、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により届出を行った者をいう。

3 この要綱において「届出書等」とは、法に規定する届出又は通知を行う書類及び規則に規定する添付書類、その他資料（別紙1「指針確認票」、別紙2「添付図面等」他）をいう。

(大規模小売店舗の新設等に関する提出部数)

第3条 届出書等の提出部数は次のとおりとする。

届出書等の根拠規定	提出部数
法第5条第1項	20
法第6条第2項（法第6条第4項ただし書または規則第11条第2項の規定に該当する場合を除く。）	
法附則第5条第1項（法第6条第4項ただし書または規則第11条第2項の規定に該当する場合を除く。）	
法第8条第7項	
法第9条第4項	
法第6条第1項	3
法第6条第5項	
法第11条第3項	

法第6条第2項（法第6条第4項ただし書または規則第11条第2項の規定に該当する場合に限る。）	
法附則第5条第1項（法第6条第4項ただし書または規則第11条第2項の規定に該当する場合に限る。）	11

2 前項の規定に係る届出書等を取り下げる場合は、様式第1号による取下げ書を3部提出することとする。

（市町村及び届出者への通知）

第4条 知事は、前条に定める届出書等及び次の各号に掲げる意見等の内容を、速やかに市町村に対し通知するものとする。

- (1) 第3条第2項の規定による取下げ書
- (2) 法第8条第2項の規定による意見書
- (3) 法第8条第4項の規定による県の意見又は通知
- (4) 法第9条第1項の規定による勧告
- (5) 法第9条第1項の規定による勧告をしない旨の通知
- (6) 法第9条第7項の規定による公表
- (7) 法第9条第7項の規定による公表をしない旨の通知

2 知事は、法に定める場合のほか、次の各号に掲げる意見等の内容を、届出者に対し通知するものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定による意見
- (2) 法第8条第2項の規定による意見書
- (3) 法第9条第1項の規定による勧告をしない旨の通知
- (4) 法第9条第7項の規定による公表
- (5) 法第9条第7項の規定による公表をしない旨の通知

（届出書等の提出先）

第5条 次の各号に掲げる書類の提出先は、福岡県商工部中小企業振興課とする。

- (1) 第3条の規定による届出書等及び同条第2項の規定による取下げ書
- (2) 法第8条第1項の規定による意見
- (3) 法第8条第2項の規定による意見書
- (4) 法第9条第1項の規定による意見
- (5) 第7条第1項の規定による軽微変更申出書
- (6) 第8条第2項又は同条第6項の規定による説明会等実施状況報告書
- (7) 第8条第3項の規定による掲示による説明会申出書
- (8) 第10条の規定による地元説明会配付資料
- (9) 第11条第1項の規定による説明会開催不能申出書

（届出書等の縦覧）

第6条 届出書等及び取下げ書の縦覧は、次の各号に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 福岡県庁（商工部中小企業振興課）
- (2) 中小企業振興事務所（当該管内分のみ）

（軽微変更申出）

第7条 届出者は、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出であって、法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更該当することを申出したい場合は、当該届出から1週間以内に様式第2号による軽微変更申出書を知事に対し提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書の提出があった場合において、軽微変更該当することについて承認し又は承認しないこととしたときは、当該申出の日から1週間以内に、その旨を届出者に対し通知するものとする。

（地元説明会の開催回数の通知等）

第8条 知事は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出を受領したときは、当該届出を受領した日（前条第1項の規定による軽微変更申出書を受領した場合及び第3項の規定による掲示による説明会申出書を受領した場合には、前条第2項及び第4項の規定による承認しない決定をした日）から1週間以内に、規則第11条第1項に規定する地元説明会の開催回数を届出者に対し通知するものとする。

2 届出者は、前項の通知に定める開催回数を実施したときは、最後の地元説明会終了後1週間以内に、様式第3号に定める説明会等実施状況報告書を知事に対し提出するものとする。

3 届出者が、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出であって、規則第11条第2項の規定に基づき、説明会を届出書等の要旨を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することにより行うことを希望する場合（ただし、第1項の規定による開催回数の決定通知より前に限る。）は、当該届出をした日（前条第1項の規定による軽微変更申出書を提出し、同条第2項の規定による軽微変更該当しない旨の通知を受けた場合においては、当該通知の日から）から1週間以内に様式第4号による掲示による説明会申出書を提出するものとする。

4 知事は、前項の申出書の提出があった場合において、掲示による説明会の開催について承認し又は承認しないこととしたときは、当該申出の日から1週間以内に、その旨を届出者に対し通知するものとする。

5 届出者は、前項の規定による承認を受けた場合は、前項の規定による承認を受けた場合にあつては承認通知を受領した日から1週間以内までの間に掲示を開始し、当該届出に係る公告の日から4ヵ月が経過する日までの間、次の各号に定める内容を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することによりこれを行うものとする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出者の氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び所在地
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（店舗面積の合計が変更になる場合は、変更前の状況）
- (4) 規則第3条第1項又は2項に定める事項で変更があつたもの並びに変更前及び変更後の状況
- (5) 変更の実施予定日

(6) 届出の内容に対する照会等出店に関する問い合わせ先の氏名又は名称及び住所及び電話番号等

6 届出者は前項の掲示期間の開始後、1週間以内に様式第3号の説明会等実施状況報告書を提出するものとする。

(地元説明会の開催公告及び範囲)

第9条 法第7条第2項に規定する地元説明会の開催公告は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙4紙以上に掲載

(2) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙4紙以上の折込み広告

2 前項の公告内容は、法に定めのある場合のほか、次の各号に掲げる項目とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 届出者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び所在地

(3) 説明会開催の原因となった事由（新設及び増床等の各種変更の内容）

(4) 店舗面積及び営業時刻

(5) 開店予定日又は変更実施予定日

(6) 届出者又は届出者に代わり地元説明会を主催する責任者の問い合わせ先（電話及びFAX番号等）

(7) 大規模小売店舗立地法に基づく説明会である旨の表示

3 第1項の規定による公告の範囲は、店舗面積が2万平方メートル以下の大規模小売店舗にあっては、大規模小売店舗の主たる建物（それによりがたい場合は、主たる敷地）の中心から半径1キロメートル以上が確実に網羅できる範囲とし、以後2万平方メートルごとに、半径500メートルずつを加えた範囲とする。

(地元説明資料の配付)

第10条 届出者は、地元説明会出席者に対し、原則として「届出書等」の写しを配付するものとする。

(地元説明会開催不能の措置)

第11条 届出者は、第8条の規定による地元説明会の開催回数を満たすことができなくなったときは、様式第6号による説明会開催不能申出書を知事に対し提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書の提出があった場合において、説明会の開催不能について認定し、又は認定しないこととしたときは、その旨を届出者に対し通知するものとする。

3 法第7条第4項の規定による周知方法及び周知範囲は、第9条第1項及び第3項の規定に準じる。

4 法第7条第4項の規定による周知内容は、第9条第2項に定める項目及び次に掲げる項目とする。

(1) 法第5条第1項第5号及び第6号の規定の内容（変更の場合にあっては、変更前及び変更後の状況）

(2) 添付書類の内容

(意見書の提出等)

第12条 法第8条第1項の規定による市町村の意見の聴取は、様式第7号によるものとする。

- 2 法第8条第2項の規定による意見書の提出は、様式第7号の2による意見書に必要事項を簡潔に記入の上、持参又は郵送により行うものとする。

(必要書類の添付)

第13条 届出者は法第6条第1項の規定による届出を行うときは、必要に応じ、法第5条第2項に定める書類を添付するものとする。

- 2 届出者は、法第8条第7項の規定により届出を変更しない旨の通知を知事に対して行うときは、必要に応じ、数値等を用いた客観的かつ合理的な論拠を示す資料を添付するものとする。
- 3 届出者は、法第9条第4項の規定による勧告を踏まえた必要な変更に係る届出をしない場合は、その旨の通知を知事に対して行うとともに、必要に応じ、数値等を用いた客観的かつ合理的な論拠を示す資料を添付するものとする。

(公表)

第14条 法第9条第7項の規定による公表は、必要に応じ、次に掲げる項目の一部又は全部の方法により行うものとする。

- (1) 公報
- (2) 告知板への掲示
- (3) 県政記者室への資料提供

2 前項の公表の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名及び所在地
- (3) 公表の対象となった、法第9条第1項の規定による勧告の内容

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙は、この要綱による改正後の規定にかかわらず、施行の日から6月を経過する日までの間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月30日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

取下げ書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

下記店舗に係る平成 年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第 条第 項
の規定に基づく届出については、下記の理由により取下げます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取下げの理由

(備考) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 ※印の項は記載しないでください。

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

軽微変更申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）について、同法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として承認を受けたので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 変更予定年月日
- 4 変更する理由
- 5 軽微な変更該当する理由

- (備考)
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ※印の項は記載しないでください。
 - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）
 - 4 県によっては運用により、法に基づく変更の届出を行う前に本申出書を提出する場合がありますので、その場合は本文中の届出日については、届出予定の日付を記載してください。

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

説明会等実施状況報告書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会等の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

項 目		内 容	
大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
説明会	開催の周知（方法・内容・時期）		
	第1回	開催日時	年 月 日（ ）時 分から 時 分
		開催場所	
		説明者（設置者側出席者）	
		出席者	名（別添出席者名簿のとおり）
		議事の概要	
		陳述意見・質疑	
		応答内容	
	第2回	（同上）	
	第3回	（同上）	
説明会未実施の場合の代替措置	代替措置の概要		
	代替措置の実施日		
その他特記事項			

（備考） 1 法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合、又は、法施行規則第11条第2項の規定に基づき、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることの承認を受けた場合は、「説明会未実施の場合の代替措置」欄に説明会の代替措置の概要及び代替措置の実施日について、記載してください。なお、法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合は、「説明会」欄についても実施予定であつ

た説明会の概要について可能な限り記載してください。

2 下記の資料を添付してください。

(1) 説明会で配付した資料

(2) 説明会の開催公告（代替措置実施の場合は、届出等の要旨の掲載）を行った媒体の写し

※市町村の公報又は広報誌、新聞紙、チラシ、出店予定地等に設置した掲示板の写真等

(3) その他知事が必要と認めるもの

※県によっては、新聞掲載（折込）を実施したことが確認できる資料として、新聞配達地区別配布枚数の一覧、配布範囲を示した図面及び配布費用に係る領収書又は請求書の写し等が必要なところもありますので、事前にご確認ください。

3 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。

4 ※印の項は記載しないでください。

5 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

掲示による説明会申出書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）に関し、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることを承認されるよう、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更する事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更予定年月日
- 4 当該変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由
- 5 届出事項等の掲示期間及び掲示場所

- （備考）
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ※印の項は記載しないでください。
 - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

様式第 5 号 (第 8 条関係)

(削除)

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能申出書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日の公告に係る説明会の開催について、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催予定年月日及び場所
- 3 説明会を開催することができない事由
- 4 届出等の内容の周知方法

- (備考) 1 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。
- 2 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 3 ※印の項は記載しないでください。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

様式第7号（第12条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

福岡県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 第 号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見

※大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

- (備考)
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ※印の項は記載しないでください。
 - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

福岡県知事 様

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
住所・所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 廃棄物に係る事項等
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他

3 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名、住所・所在地の公表（公告・縦覧）について（どちらかに○印をつけてください。）

- ・公表してもよい
- ・公表してほしくない

○意見書の記載及び提出について

- 1 日本語で記載してください。
- 2 意見を述べるにあつては、その理由を記載してください。
- 3 述べられた意見については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、その概要を県の方で公告するとともに、提出された意見書を縦覧に供します。
- 4 意見書の提出は、届出の公告の日から4月以内となっていますので、提出期限にご注意ください。

- (備考) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 2 ※印の項は記載しないでください。
 - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます。（左上部の様式番号不要）

参考（第6条関係一届出書等の縦覧場所）

中小企業振興事務所名	管 轄	住 所
福岡県福岡中小企業振興事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、宗像市 太宰府市、古賀市 福津市、糸島市 那珂川市、糟屋郡	〒812-0046 福岡市博多区 吉塚本町9番15号 中小企業振興センター
福岡県久留米中小企業振興事務所	大牟田市、久留米市 柳川市、朝倉市、八女市 筑後市、大川市、小郡市 うきは市、みやま市、 朝倉郡、三井郡、三潞郡 八女郡	〒830-0022 久留米市 城南町15番地の5
福岡県北九州中小企業振興事務所	行橋市、豊前市、中間市 遠賀郡、京都郡、築上郡	〒802-0082 北九州市小倉北区 古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館内
福岡県飯塚中小企業振興事務所	直方市、飯塚市、田川市 嘉麻市、宮若市、鞍手郡 嘉穂郡、田川郡	〒820-8507 飯塚市吉原町6番12号